

健全化判断比率  
資金不足比率  
(令和3年度)

令和4年9月  
おいらせ町財政管財課

1 健全化判断比率

健全化判断比率		備考
実質赤字比率	— (14.05%)	実質黒字比率 4.22%
連結実質赤字比率	— (19.05%)	連結実質黒字比率 19.81%
実質公債費比率	10.8% (25.0%)	
将来負担比率	— (350.0%)	将来負担比率 △16.70%

\* ( ) の数値は早期健全化基準の比率

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備考
病院事業会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第17条第1号の規定による事業の規模 847,509千円</li> <li>・資金剰余比率108.6%</li> </ul>
公共下水道事業 特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第17条第3号の規定による事業の規模 153,784千円</li> <li>・資金剰余比率8.9%</li> </ul>
農業集落排水事業 特別会計	— (20.0%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第17条第3号の規定による事業の規模 29,346千円</li> <li>・資金剰余比率9.8%</li> </ul>

\* ( ) の数値は経営健全化基準の比率

\* 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

### 第3 健全化判断比率・資金不足比率等

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により定義された財政の健全度を示す「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標である。

この4指標のいずれかが早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画、将来負担比率を除く3指標のいずれかが再生基準を上回る場合は財政再生計画を策定し、地方公共団体財政の早期健全化を図ることとされている。

#### 1 健全化判断比率の推移

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率 (実質黒字の比率)	－% (2.82%)	－% (3.16%)	－% (4.31%)	－% (4.22%)
早期健全化基準	14.22%	14.25%	14.16%	14.05%
再生基準	20.00%			
連結実質赤字比率 (連結実質黒字の比率)	－% (17.82%)	－% (18.05%)	－% (19.15%)	－% (19.81%)
早期健全化基準	19.22%	19.25%	19.16%	19.05%
再生基準	30.00%			
実質公債費比率	11.1%	11.0%	11.1%	10.8%
早期健全化基準	25.0%			
再生基準	35.0%			
将来負担比率	14.0%	7.2%	4.0%	－%
早期健全化基準	350.0%			

いずれの指標も早期健全化基準、再生基準を下回った。

#### 2 資金不足比率の推移

資金不足比率とは、健全化判断比率と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により定義された地方公営企業の経営健全度を示す指標であり、公営企業会計の資金不足の深刻度を表す指標である。

経営健全化基準を上回る公営企業を有する地方公共団体は経営健全化計画を策定し、公営企業の経営健全化を図ることとされている。

特別会計の名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
病院事業会計 (資金剰余の比率)	－% (110.6%)	－% (111.0%)	－% (108.6%)	－% (108.6%)
経営健全化基準	20.0%			
公共下水道事業特別会計 (資金剰余の比率)	－% (5.4%)	－% (6.1%)	－% (8.5%)	－% (8.9%)
経営健全化基準	20.0%			
農業集落排水事業特別会計 (資金剰余の比率)	－% (9.5%)	－% (10.4%)	－% (11.2%)	－% (9.8%)
経営健全化基準	20.0%			

いずれの公営企業においても、経営健全化基準（資金不足比率20.0%）を下回った。

### 3 健全化判断比率算定の説明

#### (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計と一部の特別会計（以下「一般会計等」という）の赤字の深刻度を示す指標である。

一方、連結実質赤字比率とは、地方公共団体全体の赤字の深刻度を示す指標である。

(単位：％、千円)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
実質赤字比率 $(-A \div E \times 100)$	— (実質黒字比率4.22)	— (実質黒字比率4.31)	—
連結実質赤字比率 $(-D \div E \times 100)$	— (連結実質黒字比率19.81)	— (連結実質黒字比率19.15)	—
(A) 一般会計等・実質収支額	296,022	287,793	8,229
一般会計	295,347	287,362	7,985
奨学資金貸付事業特別会計	675	431	244
(B) 公営事業特別会計・実質収支額	153,833	133,535	20,298
国民健康保険特別会計	29,202	35,143	△ 5,941
介護保険特別会計	115,809	93,663	22,146
後期高齢者医療特別会計	8,822	4,729	4,093
(C) 公営企業特別会計・資金剰余額	937,387	857,236	80,151
病院事業会計	920,718	841,108	79,610
公共下水道事業特別会計	13,768	12,793	975
農業集落排水事業特別会計	2,901	3,335	△ 434
(D) 連結実質収支額 (A+B+C)	1,387,242	1,278,564	108,678
(E) 標準財政規模	6,999,855	6,675,407	324,448

#### (2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金とそれに準ずる経費の大きさを示す指標である。

(単位：％、千円)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	10.8	11.1	△ 0.3
実質公債費比率 (単年度) $((A+B+C-D-E-F) \div (G-F) \times 100)$	10.09215	11.07099	△ 0.97884
(A) 一般会計等の元利償還金	1,088,834	1,112,962	△ 24,128
(B) 一時借入金利子 (基金の繰替え運用除く)	0	0	0
(C) 準元利償還金	604,473	616,668	△ 12,195
公債費充当公営企業繰入金	569,528	584,396	△ 14,868
〃 一部事務組合等負担金	33,640	30,967	2,673
公債費に準ずる債務負担行為	1,305	1,305	0
(D) 繰上償還額	0	0	0
(E) 公債費に充当した特定財源	40,652	38,158	2,494
(F) 基準財政需要額算入公債費等	1,052,432	1,071,010	△ 18,578
(G) 標準財政規模	6,999,855	6,675,407	324,448

### (3) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担すべき負債の大きさを示す指標である。

(単位：%、千円)

区分	令和3年度	令和2年度	増減
将来負担比率((A-B)÷(C-D)×100)	△ 16.7	4.0	△ 20.7
(A) 将来負担額 (①～⑧の計)	15,600,690	16,562,646	△ 961,956
① 地方債現在高	9,046,698	9,632,553	△ 585,855
一般会計	9,046,698	9,632,553	△ 585,855
② 債務負担行為に基づく支出予定額	5,862	7,163	△ 1,301
赤田橋補修工事費負担金(平成26年度以降分)	5,862	7,163	△ 1,301
③ 地方債の償還に係る一般会計等からの繰入見込額	5,390,265	5,792,247	△ 401,982
病院事業会計	64,872	43,428	21,444
公共下水道事業特別会計	4,962,749	5,342,674	△ 379,925
農業集落排水事業特別会計	362,644	406,145	△ 43,501
④ 一部事務組合等の地方債償還に係る負担見込額	531,130	549,500	△ 18,370
上北地方教育・福祉事務組合	84,643	90,179	△ 5,536
十和田地域広域事務組合	246,007	3,764	242,243
八戸地域広域市町村圏事務組合	200,480	209,971	△ 9,491
十和田地区環境整備事務組合	0	245,586	△ 245,586
⑤ 退職手当負担見込額	626,735	581,183	45,552
一般職の職員	1,144,630	1,037,832	106,798
特別職の職員	10,552	20,518	△ 9,966
退職手当組合積立不足額	△ 528,447	△ 477,167	△ 51,280
⑥ 設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
おいらせ町土地開発公社	0	0	0
その他の損失保証債務	0	0	0
⑦ 連結実質赤字額(黒字の場合は0)	0	0	0
⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
(B) 充当可能財源等 (⑨～⑪の計)	16,594,963	16,338,089	256,874
⑨ 充当可能基金	5,154,146	4,192,532	961,614
財政調整基金	2,150,273	1,406,617	743,656
減債基金	708,518	708,419	99
その他特定目的基金	2,295,355	2,077,496	217,859
⑩ 充当可能特定歳入見込額	116,775	164,945	△ 48,170
公営住宅使用料	112,747	159,806	△ 47,059
災害援護資金貸付金収入	4,028	5,139	△ 1,111
⑪ 基準財政需要額算入見込額	11,324,042	11,980,612	△ 656,570
(C) 標準財政規模	6,999,855	6,675,407	324,448
(D) 当年度基準財政需要額算入公債費等	1,052,432	1,071,010	△ 18,578

#### 4 資金不足比率算定の説明

##### (1) 病院事業会計（地方公営企業法適用企業）

（単位：％、千円）

区分	令和3年度	令和2年度	増減
資金不足比率(-A÷B×100)	— (資金剰余比率108.6)	— (資金剰余比率108.6)	—
(A) 資金剰余额 (①-②)	920,718	841,108	79,610
①流動資産額	997,341	905,540	91,801
②流動負債額	76,623	64,432	12,191
(B) 事業の規模	847,509	774,183	73,326
入院収益	555,020	522,995	32,025
外来収益	180,391	176,992	3,399
訪問看護療養費	0	0	0
介護保険訪問看護サービス費	0	0	0
公衆衛生活動収益	62,711	30,076	32,635
他会計負担金（うち保健・衛生分）	45,565	40,843	4,722
その他医業収益	3,822	3,277	545

##### (2) 公共下水道事業特別会計（地方公営企業法非適用企業）

（単位：％、千円）

区分	令和3年度	令和2年度	増減
資金不足比率(-A÷B×100)	— (資金剰余比率8.9)	— (資金剰余比率8.5)	—
(A) 資金剰余额 (①-②)	13,768	12,793	975
①歳入総額	1,035,954	1,044,451	△ 8,497
②歳出総額	1,022,186	1,031,658	△ 9,472
(B) 事業の規模	153,784	150,476	3,308
使用料	153,405	149,836	3,569
手数料	379	640	△ 261

##### (3) 農業集落排水事業特別会計（地方公営企業法非適用企業）

（単位：％、千円）

区分	令和3年度	令和2年度	増減
資金不足比率(-A÷B×100)	— (資金剰余比率9.8)	— (資金剰余比率11.2)	—
(A) 資金剰余额 (①-②)	2,901	3,335	△ 434
①歳入総額	136,551	124,754	11,797
②歳出総額	133,650	121,419	12,231
(B) 事業の規模	29,346	29,558	△ 212
使用料	29,334	29,540	△ 206
手数料	12	18	△ 6